

改正労働基準法で

今すぐ始めるべき

受講料
無料

実務対応のポイント

待ったナシ!『働き方改革関連法』と生産性の向上

中小企業の「働き方」が大きく変わることが予測される「働き方改革関連法」が2019年より順次開始となります。働き方改革関連法は、「有給休暇の取得義務化」「罰則付きの時間外労働の上限規制」「月60時間以上の時間外労働に対する賃金の割増率の変更(50%以上)」「不合理な待遇差の解消」「待遇に関する説明義務」など、多岐に渡ります。

本セミナーでは、特に残業時間の上限を定める労働時間法制が企業に与える影響とその対策をわかりやすく説明し、改正法に対応した業務内容や賃金制度の見直しを行うことで、生産性の向上を目指します。

2019年4月1日～(中小企業は2020年4月1日)

**時間外労働の上限規制
が導入されます!**

2019年4月1日～

**年次有給休暇の確実な
取得が必要です!**

2023年4月1日～

**中小企業に残業割増賃金
(50%)を適用(月60時間超)**

セミナーカリキュラム

- ◆『働き方改革関連法案』とは
- ◆時間外労働の絶対的上限規制と三六協定への対応
- ◆中小企業における月60時間超の時間外労働割増賃金率(50%以上)の猶予廃止への対応
- ◆同一労働同一賃金について
- ◆その他改正後のパート、有期雇用法 等

社会保険労務士/精神保健福祉士/
RMCA -J®上級リスクコンサルタント

あかざわ まさる

赤澤 将氏

明治大学法学部卒業、明治大学大学院博士前期課程民法
法学専攻(財産法)修了
司法試験受験をしながら学習塾講師を経て、損害保険会
社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営コンサル
ティグ会社執行役員を経て現職。
中小企業の労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診
断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職
場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中



日時:2020年

11/18 水

14:00~16:00

会場:カルチェドシャン・ブリアン

いわき市小名浜住吉字飯塚45-1

定員:20名

(先着順)
※定員になり次第、締め
切らせていただきます

申込方法:下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXいただくかお電話にてお申込みください。
当所から連絡が無い限り、受講可能ですので、当日は直接会場へお越しください。

主催:いわき商工会議所

お問合せ いわき商工会議所 TEL:0246-25-9151 / FAX:0246-25-9155

ご参加される皆さまへ

必ずマスクを着用されてご参加くださいますよう、お願い致します。
セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・参加者席の事前消毒・消毒用アルコールの配置等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。

申込日:令和 年 月 日

FAX. 25-9155 「改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント」受講申込書

いわき商工会議所 宛
(FAXは切り取らずにこのまま送信して下さい)

事業所名		TEL	
所在地	〒	FAX	
受講者氏名			